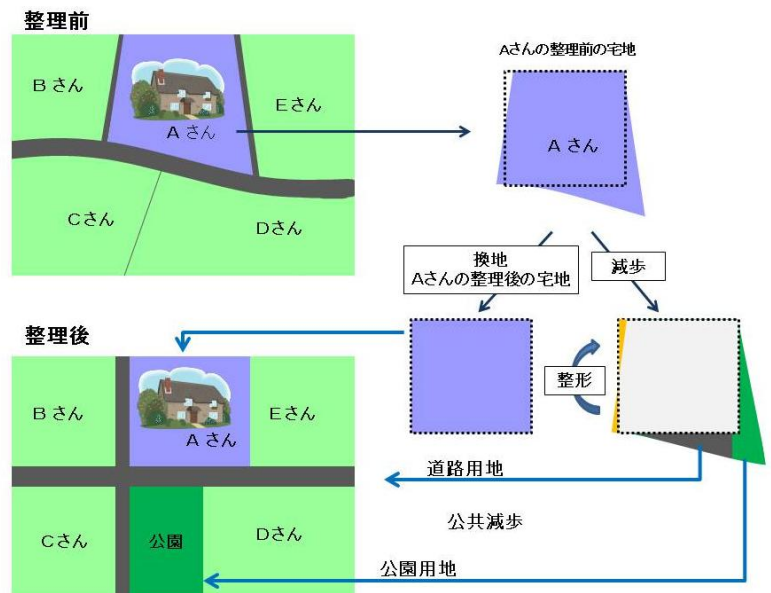


鍬ヶ崎地区の土地区画整理事業について

土地区画整理事業とは？

- 地権者のみなさんの土地の一部を提供（減歩“げんぶ”）してもらい、道路や公園などの公共用地を整備します。
- 新しい道路等の公共施設に合わせて形状等を整えながら土地の再配置（換地“かんち”）を行います。



鍬ヶ崎地区の土地区画整理事業における減歩率は？

- 鍬ヶ崎地区の平均の減歩率は、約 10～15%を想定しています。

そのため、現在お持ちの土地面積が平均で約 10～15%減ることになります。

※あくまでも現時点での検討案であるため、今後の詳細検討により変動します。

【補足説明／減歩率】.....

◇土地区画整理事業の事業計画に示される減歩率は、地区の平均減歩率です。

◇個々の減歩率は、施行前の土地評価と施行後の土地評価により算定されるため、個々に異なります。

※土地評価とは⇒一定のルールのもとで、接道状況、形状、利用状況等により算定されます。

＜参考＞阪神・淡路大震災における震災復興土地区画整理事業の場合

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災からの復興を目指し、有効な事業として、神戸市など 5 市 20 事業地区、約 260ha において震災復興土地区画整理事業が実施されました。

この 20 地区のうち、施行面積が 10ha 以上の 10 地区における減歩率の平均は、約 14%でした。

鯉ヶ崎地区 地価の目安（概算）

表示している地価は、平成 24 年 3 月時点における目安（概算）の額です。

※ 個々の宅地の形状、接道条件等により価格は異なります。また、今後の社会・経済状況等により、変動する場合があります。

土地の価格は、今後、不動産鑑定評価等により決定する予定です。

